



宮崎県
Miyazaki Prefecture



HP



LINE



X



1 業種：官公庁

2 職員数：約17,000人

3 職種：一般行政、警察行政、心理、社会福祉、
電気、機械、土木、建築、化学、農業、
農業土木、畜産、林業、水産、
管理栄養士、保健師 など

ワークライフバランスの推進

【年次有給休暇】

年次有給休暇は1年につき20日(4月に入庁した年は15日)あり、残日数がある場合、一定の範囲内で翌年に繰り越すことができます(繰越後最大40日)。

年次有給休暇平均取得日数は、知事部局で12.1日となっています(令和4年度)。

県では16日の平均取得日数を目標としています。



【時差出勤】

育児・介護を行う職員を含む全ての職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、午前8時30分の始業開始時刻を前後30分又は1時間ずらす時差出勤制度を設けています。

【在宅勤務】

職員の柔軟な働き方の実現によるワーク・ライフ・バランスの向上を進めいくため、月5回を上限として在宅勤務が実施できる制度を設けています。

【出産休暇】

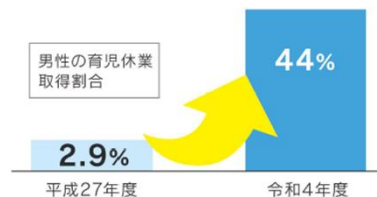
出産休暇は産前8週間、産後8週間取得が可能で、100%取得されています。また、男性職員が取得できる配偶者出産休暇は、配偶者の入院等の日から出産後2週間まで、3日以内で取得できます。

【育児参加休暇】

育児参加休暇は男性職員のみ取得可能で、配偶者の出産8週間前から、出産1年後までにその出産の子又は小学校就学前の子を養育する場合、5日以内で取得でき、87.9%の職員が取得しています(令和4年度)。

【育児休業】

育児休業は3歳未満の子を養育する場合取得できます。配偶者の就業状況にかかわらず取得可能です。女性は100%、男性は44%取得しています(令和4年度)。



【その他の休暇等】

- 夏季休暇(5日)・結婚休暇(7日以内)・生理休暇(その都度必要と認められる日で、継続した2日以内)・妊娠中の通勤緩和休暇(1日1時間以内)・妊娠障害休暇(妊娠中7日以内)・出生サポート休暇(不妊治療に係る通院等のための休暇、年5日(体外受精及び顕微受精の場合は10日))
- 保健指導休暇(その都度必要と認められる時間)
- 育児・介護を行う職員の深夜勤務の免除
- 子の看護休暇(中学校就学前の子を看護する場合、年5日以内(子が2人以上の場合は10日以内))
- 育児時間(子が1歳に達するまで、1日1時間以内)

小学校就学前の子を養育する場合

- 育児短時間勤務(勤務時間を1日3時間55分(週19時間35分)等に短縮)
- 育児部分休業(1日の勤務時間の一部(2時間まで)を勤務しないことが可能)
- 時間外勤務制限・免除(3歳未満の子を養育する場合又は、父母等を介護する場合)

父母等を介護する場合

- 短期介護休暇(年5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内))
- 介護休暇(通算6月以内で必要と認められる期間(最大3回まで分割取得可))
- 介護部分休暇(3年の期間内において1日につき2時間以内)

求める人材



安心と希望を育む「みやざき新時代」の担い手を募集します！

こんな人材を求めています！！

人間性豊かで魅力ある人材

チャレンジ精神や成長意欲を持った人材

深い郷土愛を持ち、地域に根差した人材

厚生労働省

宮崎労働局

こちらの企業が気になった方は、是非ブースまでお越しください！